

藤井 駿共編
水野恭一郎 編

岡山県古文書集(第一輯・第二輯)

本書は岡山大学の藤井・水野両氏の指導の下に、岡山大学の助手学生諸君が参加協力して、岡山県下の寺社旧家に伝存されている古文書を収録したものである。その一部は既に東大史料編纂所に影写されているものもあるが、まだ影写されていないもの、又は新発見の史料をも多く含んでいる。第一輯が出版されたのは既に一昨年春のことであるが、今回第二輯が刊行されたのを機会に、両巻併せてここにその概略を紹介したいと思う。

第一輯に収録するものは、備前安養寺文書・美作豊楽寺文書・志呂神社文書・備中洞松寺文書・莊家文書・柳井家文書等の二〇七点、第二輯には備中金山寺文書・本蓮寺文書・長法寺文書・原家文書・吉備津神社文書・美作本山寺文書・赤堀氏所蔵文書等の五八二点が収載されている。各所蔵者の略史及び各文書の性格などについては、巻頭に附せられてある懇切な解題によつて知ることが出来る。元来編者の意図するところが、「山陽地方の莊園研究」であり、本書はその基礎作業の一

環として編纂されている為に、当然中世文書に重点がおかれてはいるが、近世文書も重要なものは収録されているので、近世への見通しをつけるには事欠かないように配慮されている。収載された各文書は或いは中央の政治情勢を端的に反映し、或いはこの地方の社会経済史解明の鍵となり、又は地方寺社と在地との結びつきを示すなど夫々に貴重な意味をもつものである。以下寓目したものの中から二三の史料を摘出して紹介してみよう。

安養寺文書は寺領に関するものが中心となつてゐる。就中正元二年の新田庄地頭藤原某寄進状は、年号に若干疑問はあるが、「北条泰時に対する御報恩の志は地頭方において殊に甚深であるから、たとえ預所の奉免なくとも燈仏弘聖料田の寄進あつて然るべきところ適々預所の免符ある上は地頭方も加徴を停止して寄進する」と述べて、さきに預所が寄進した六町六段の塔婆免田を自己の名儀において重ねて寄進したものである。或いは新補地頭かと思われるが、預所と地頭との關係を示す興味ある史料と言えよう。応仁三年の丹生屋正頼寄進状は、長禄元年十二月村貞友等によつて殺害された南方帝王第一宮及びその

隣戦死した丹生屋帯刀等の菩提の為に田三反を寄進したものであつて、赤松氏の再興と後南朝の動静に関する貴重な史料である。

金山寺文書は、在庁官人・地頭・武士・甲乙人等の寺領免田に対する侵犯を停止せられんが為に安堵の国裁を請うたもの、それに対する留守所・六波羅探題等の下知状、及び寄進状などが多い。それ等はすべて地方寺院が所領の維持保全に如何に苦心したかを如実に示す史料である。

本蓮寺文書は室町時代の土地売券又は寄進状を主とする。その中には宝月圭吾教授がこの地方において夏大麦・秋大豆・蕎麦の三毛作が行われていた例として引証された文明八年の柘植經光等売券が含まれている。その他ここに収録された文書が語る十五世紀中頃以後の牛窓法花堂の發展の事情は、この地方が日蓮宗の有力な地盤の一つであるだけに殊更興味深いものがある。

以上三ヶ寺は収録古文書も比較的多く且つ纏つたものを選んだのであるが、なお文書数はそれぞれ八〇点程である。両巻を通じて収録された文書点数から言つても内容から言つても最も豊富であり精彩あるものは三六七点

を収める吉備津神社文書である。この中には旧杜家賀陽家文書以下個人所有のものなども併載していて、正しくは吉備津神社関係文書集と呼ぶべきものとなっている。編者の一人藤井駿氏は、同杜旧杜家の出身でもあり、又既に同杜関係の論文も数編発表されている。文書の内容は神事・社領に關係するものが多いのは当然乍ら、流石この地方屈指の大杜で、永らく文化の中心であつただけに、政治・経済・社会・文化の各分野に亘つての貴重な史料が豊富に含まれている。吉備地方の古代豪族である神主家賀陽氏の中世における経済的基盤は建久四年・寛元三年・正安三年の三通の譲状によつて知ることが出来るが、就中寛元三年の譲状は前欠ながら重要な問題を含んでいると思われるので、以下これから考えられることを少し述べてみよう。先ず譲与された田畠面積と所従数とを整理すれば次の如くなる。

先ず①譲与された田面積は譲与された所従を養うには不十分である、②男子には男の所従が、女子には女の所従が多く分与されている、③後家分は一分分として田地のみ譲与されていて所従がない、④表には現われてい

被譲与者	田畠面積(町・段・代・歩)		所従 (男・女)
	不明	上	以上・以下
御前	一三・三三・六	二	三
□寿御前	一四・五〇	二	三
孫子亀若丸	〇六・四〇・六	一〇	三
孫女子犬御前	〇二・〇〇	〇	二
孫女あこ御前	〇二・〇〇	〇	二
〇三・四〇〇			
〇三・四〇〇			
後家	二・七四〇〇	〇	〇

いが、男の所従には国利・是重・国恒・重正等々の如く名主名をもつ者が多く、他に清三冠者・平王冠者等々の如く冠者名をもつ者が含まれているがこれ等も農耕奴隸としての下人とは考え難い、等の諸点が注意を引く。当然ここに挙げられた者は、所従とは書かれていても下人的存在ではなく独立経営による再生産の手段を所有していて、神主家とは身分的隸屬關係を結んでいたものであろう。しかもその隸屬度は譲状に所従として分与される如き鞏固なものであつたろうと考えざるを得ない。しかも彼等が譲状によつて分与されるということは、彼等が神主家の主要な社会的経済的基盤となつていたことを示すものであ

ろう。勿論賀陽氏が神主家であるという特殊な条件を配慮しなければならないが、鎌倉時代の地方豪族の存在型態を考える上に、極めて重要な史料であると言わねばならない。尚これ等の譲状には、田畑坪付が可成り詳密に記載されているので復元も可能ではないかと考えられる。もし復元され得たならば、問題を更に發展せしめることも出来るよう。両巻に収録されている所領關係文書の中には、中世末期から近世初頭にかけて繋ぎ得るものもあり此の地方の検地の進行―純粹封建社会の確立を考えるに際して重要な鍵となるであらう。

以上極めて個人的興味にひきずられた蕪雑な紹介に堕したが、その他貴重な史料は極めて豊富である。贅言するまでもなく史料の刊行という仕事は史学研究の基本的要請である。岡山県下には西大寺文書・安仁神社文書以下まだまだ多数の未刊史料が残されている。現在の出版事情は必ずしも容易ではないが、第三輯以下が続刊されて、本文書集が完成されれば学界に寄与する所多大であると信ずるので、その成就を期待してやまない。

— 石田 善人 —